

松川町定例農業委員会議事録 第7回(10月)

1 開催日時 令和元年10月24日(木) 16:00 ~ 17:45

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 15人

会 長 1番 佐藤 清

会長代理 16番 大木島 康義

委 員 2番 松脇 崇 3番 桃澤 茂春 4番 久保田 志げ子

5番 岡田 幹生 6番 臼田 美穂子 7番 北林 秀昭

8番 北沢 ひろみ 9番 矢沢 千明 10番 山田 正明

12番 松下 守 13番 松下 敏章 14番 塩沢 澄夫

15番 大場 健彦

4 議事日程

議事録署名委員及び書記の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島 公香 主事 塚本 潤

6 会議の概要

(1) 開会 ー宮島係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー佐藤会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 2番 松脇 委員 3番 桃澤 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 2筆 1,105㎡ 畑 所有権

○大木島委員説明

譲受人は、果樹栽培を精力的にやられている方で、特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 88 m² 田 所有権

○佐藤会長説明

宮ヶ瀬橋の架け替えの際に発生する残地となります。隣接農地の方が譲受、管理して
いくこととなります。特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 80 m² 田 倉庫

○佐藤会長説明

申請者が相続により土地の確認をしていた際、農地へ倉庫が建築されていることが発
覚したため、追認での申請となります。経過報告書も提出されており、特に問題ない
と思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 439㎡ 畑 倉庫兼車庫

○大木島委員説明

申請者の自宅の隣接農地であり、特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

3番 大島 2筆 330㎡ 田 住宅敷地

○松下（敏）委員説明

住宅のリフォームを計画した際、現在の住宅の一部が農地へかかっている事が発覚したため、追認での申請となります。経過報告書の提出もされており、特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。4番をお願いします。

○事務局説明

4番 大島 3筆 1,142 m² 畑, 田 住宅敷地

○岡田委員説明

申請者の息子が住宅を建築した際、隣接農地を駐車場等の住宅敷地として利用していたため、県から指導があり、追認での申請となりました。経過報告書を提出されており、特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上でございます。

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 1筆 22.79 m² 畑 休憩所

8月の定例会において可決されたものですが、元気づくり支援金を活用した事業であり、県より元気づくり支援金をもらえなかった場合に事業を行うかの確認がありました。申請者に確認したところ、もらえなかった場合は事業は行わないとのことでしたので、申請を見送り、9月末に内示が出たため、今回の申請となりました。

○松脇委員説明

桜の名所である円満坊へ休憩所の設置をするということでありま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2番をお願いします。

○事務局説明

2番 上片桐 1筆 44㎡ 畑 住宅敷地

○大木島委員説明

住宅の隣接農地であり、住宅敷地の拡張となります。特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 1,619㎡ 田 宅地分譲

○大場委員説明

駅から近い農地であり、周辺農地の同意ももらっており、特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。4番をお願いします。

○事務局説明

4番 元大島 1筆 299㎡ 田 弁天様境内地

○佐藤会長説明

宮ヶ瀬橋の架け替えにより、現在の弁天様の移転が必要となったため、今回の申請と
なりました。特に問題ないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。5番をお願いします。

○事務局説明

5番、6番は共通した申請のため、まとめて説明させていただきます。

5番 元大島 1筆 62 m² 田 ハウスレンタル置場

6番 元大島 2筆 2,213 m² 田 組立作業所他

○佐藤会長説明

宮ヶ瀬橋の架け替えにより、発生した残地（5番）も申請者が利用するということとなります。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。7番をお願いします。

○事務局説明

7番 元大島 1筆 1,080 m² 畑 レンタル用事務所置場

○佐藤会長説明

梅畑であったが、現在は更地となっております。申請者が利用したいとのことで、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第 4 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 7 件）

所有権移転（ 1 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 4 号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

- ・農業委員会改選スケジュール（案）について

事務局：資料を見ていただければと思います。12月15日までが、現委員の任期となり、11月22日が最後の定例会となります。12月12日に、辞令交付・研修会・新旧委員の引継ぎ会を計画しております。12月16日からは新農業委員会体制となり、20日に定例会を計画しました。

- ・有機栽培食材の給食利用について

事務局：（資料参照）11月の食育の日に合わせて、じゃがいもと米を使ってもらいます。

野菜を作っている方に、給食用の食材を作ってもらうことが難しいため、給食用の食材作りに協力してくださる方を募集します。

- ・農業委員会視察研修（いすみ市）の記録について

事務局：10月9日に行ったいすみ市視察の資料等をまとめました。行かれた方は見て思い出してもらって、行かれてない方は見ていただいて、何か参考になればと思います。

- ・農業委員会視察研修及び北部ブロック農業委員会総会の精算について

事務局：（資料参照）それぞれ、精算ができましたので、後日返金等の対応を取りたいともいます。また、北部ブロック農業委員会総会については、旅行積立で対応します。

- ・農作業標準労賃・機械作業料金について

事務局：(資料参照)先月、最低賃金引き上げに合わせて、農作業標準労賃の改訂をしました。その他収穫作業や機械作業料金の改訂もしたいため、決めていただきたく思います。

複数：果樹の収穫作業は、900円ほどまで上げて良いのではないかと。

会長：いかがでしょうか。【全員賛成】

事務局：果樹の収穫作業は900円まで引き上げます。続いて、機械作業料金をお願いします。

複数：耕耘作業を9,000円へ、代掻作業を11,000円へ引き上げて良いのではないかと。

会長：いかがでしょうか。【全員賛成】

事務局：耕耘作業を9,000円へ、代掻作業を11,000円へ引き上げます。他は変更なしとして決定します。

③営農支援センターから

事務局：10月12日の台風についてですが、翌日の13日に役場・普及センター・農協の理事等で被害調査を行いました。被害額は828万円ほどで、これは落下被害として算出しております。なお、高森町では120万円、豊丘村では80万円ほどの被害額が出ており、北へ行くほど風が強かったのではないかと思います。台風自体は、21時42分時点で北風17m/sの計測がされており、おそらく上大島では20m/s近い風が吹いていたと考えられる。

豚コレラの関係ですが、西山で取れたイノシシに陽性反応が出まして、町内の養豚場が半径10km以内に入っているため監視対象となりました。毎朝、検温とその他様子の報告をすることとなりました。町内では罾や檻でイノシシが取れた場合は、全頭検査をするため、役場・家畜保健衛生所の職員で対応しております。死亡イノシシ等見つけましたら、役場までご連絡ください。若武者の活動についてです。先日、長野県農業大学校へ伺い、就農の経緯や現在の取り組み等の発表をして参りました。また、愛知県へ販売体験を15名で行ってまいりました。自身で作った農産物の販売や、当日まで名古屋の新聞社等を回り、PR活動も行いました。次年度も続けていき、愛知県の方に覚えていただけるイベントになればと思っております。

(6) 閉会 一宮島係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

2番

松脇 崇



3番

桃澤 茂春

